

小規模事業者のための

所得税・消費税 確定申告 相談会

2025年 **2月27日** 木・**28日** 金
3月3日 月・**4日** 火・**5日** 水・**6日** 木

日時 10:00~16:00

場所 姫路商工会議所 1階事務局内 相談室

対象 小規模事業者 相談時間 1事業者1時間

- 前年分所得金額(専従者控除前または青色申告特別控除前)が300万円以下の事業所得者、不動産所得者及び雑所得者(年金受給者を除く)
- その者が消費税の課税事業者である場合は、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の方

【次の方はこの会場では申告の相談ができませんので、ご了承ください。】

- 土地・建物・株式等を譲渡した所得のある方
- 相続・贈与税の申告をされる方
- 住宅ローン控除1年目の方

申込先 姫路商工会議所 中小企業相談所

問合せ 〒670-8505 姫路市下寺町43
TEL: (079) 223-6557 FAX: (079) 222-6005

URL: <https://www.himeji-cci.or.jp/>

姫路商工会議所

相談無料!

個別対応!

秘密厳守!

今年度も確定申告の

時期が近付いてまいりました。

姫路商工会議所では、下記の日程にて、
近畿税理士会姫路支部 所属税理士による
「小規模事業者のための所得税・消費税確定
申告相談会」を開催いたします。

小規模事業者様と1対1で親切・丁寧に
相談に応じますので、この機会にぜひ
ご利用ください。



なお、**お申し込みは事前予約制(先着順)**
となっておりますので、お早めにお申し込み
をいただきますようお願いいたします。

持ち物

- 税務署から確定申告(所得税・消費税)書類が送付されている方はその一式
- 生命保険、個人年金保険料、地震保険料等の払込証明書
- 決算に必要な帳簿関係書類
- 前年・前々年分の確定申告書(決算書)の控
- その他、確定申告に必要な書類

注意事項

- 相談会場では、**自書による申告書作成の指導を行います。**
- 必ず、**集計は済ませてお越しください。**
集計がお済みでない方は対応しかねます。
- 相談会場では、**申告書等の提出はできません。**
- 相談会場では、**マイナンバー等の書類は不要です。**

申込方法

下記申込書に必要事項をご記入の上、
FAX・郵送、
またはHP(WEB登録)にて
お申込み下さい。

※受付票は発行いたしません。



FAXは切らずにそのまま送信してください

「小規模事業者のための所得税・消費税 確定申告相談会」参加申込書

姫路商工会議所 中小企業相談所 行

FAX.079-222-6005

事業所名	〒 -	相談者名	
所在地		TEL	() -
		FAX	() -

ご希望日 ☐ 2月27日 木 ☐ 2月28日 金 ☐ 3月3日 月 ☐ 3月4日 火 ☐ 3月5日 水 ☐ 3月6日 木

ご希望時間 ☐ 10:00~ ☐ 11:00~ ☐ 13:00~ ☐ 14:00~ ☐ 15:00~ ☐ 特になし

ご相談内容

☐ 所得税 ☐ 消費税

この相談会を知ったきっかけは? ☐ 所報 ☐ HP ☐ メルマガ ☐ Facebook ☐ その他()

※ご希望の日・時間・相談内容にそれぞれに☑をお願いいたします。日時につきましては、確定後、ご連絡をさせていただきます。

※ご記入いただいた個人情報は、当所からの各種連絡・情報提供に利用するほか、確定申告・税務相談の調査分析のために利用することがあります。